

日 時：令和元年 10 月 17 日(木) 19 時～21 時

場 所：山崎本社みんなのあいプラザ 3 階 健康指導室

参加者：38 人

記 録：西村

事業所名	出欠	事業所名	出欠	事業所名	出欠
広島西こども発達支援センターくれよん	欠	児童発達支援センターおひさま	○	放課後等デイサービススマイリー	○
放火と等デイサービスオレンジ	○	児童デイサービスセンターマリオ	○	マリオ step	○
児童デイサービスきらめき	○	放課後等デイサービスPIECE宮園	○	放課後等デイサービスPIECE宮園ぐるっぽ	○
放課後等デイサービスPIECE四季丘	○	放課後等デイサービスPIECE串戸	○	Raiz 廿日市	○
ジュ・パール	○	こどもひろぼういず	欠	こどもひろぼういず深江	欠
こどもひろぼういず佐方	欠	こどもひろぼういず物見	○	ウィルサボキッズ廿日市 SSTs	欠
ウィルサボキャンパス廿日市	欠	Pier 草津南 KANAL 廿日市事業所	○	放課後等デイサービスつなぐ	○
放課後等デイサービスゆるり	欠	放課後等デイサービス事業所すぼーとぶらす	欠	放課後デイサービス晴レル家	欠
児童デイサービスねっ子	○				
障害児相談支援事業所PIECE宮園	欠	相談支援事業所くさのみ	○	相談支援事業所あおぞら	○
相談支援事業所そら	欠	相談支援事業所いっぽ	欠	あうるサポートセンター	欠
ライフプランナーKIZUNA	欠	障害児(者)相談支援事業所みんなの手	○		
光の園榎理の家	欠	津田子供の家	欠	いもせハイツ	欠
広島西こども発達支援センターくれよん	欠	市教育委員会	○	市子育て応援室	○
市こども課	欠	市障害福祉課	○	きらりあ	○
訪問看護ステーションマハロ	○	くさのみ福祉いきいきなかま	欠	あうるショートステイ平良	○
リーフラス株式会社	○				

1. 開会（児玉課長あいさつ）

本日は、お忙しい中、このようにたくさんお集りいただきお礼申し上げます。年3回開催している本連絡会では、日々変わる療育等に関する新しい情報を学ぶ機会を設けている。放課後等デイサービスでの発達支援等により、子どもたちの困り感の軽減、そして、大人になってからも様々な状況に対応できる力をつけていけることにつながればと思っている。本日は広島県立教育センター竹野先生にお越しいただいた。今日の講演を日々の支援に活かしていただきたいと心から思う。

なお、放課後等デイサービスの支給決定にはサービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成が必要となるが、市内相談支援事業所では新規計画作成が難しい状態。放課後等デイサービス事業所におかれては、相談支援事業所の立ち上げについてご検討いただきたい。

2. 行政報告（障害福祉課自立支援グループ門田GL）

（1）児童発達支援の無償化について

児童発達支援事業所についてはすでにご承知だが、放課後等デイサービス事業所にも関係してくるのでこの場を借りてご説明させていただく。

本年10月1日から、年少・年中・年長児の児童発達支援利用に係る自己負担部分が無償化された。受給者証については、国の方で「回収せず読み替えて良い」との統一の方針が出されたこともあり、上限額（例4,600円）は受給者証に記載されたまま無償化とさせていただくこととなる。よって、無償化になる年齢児に係る、上限管理、世帯管理について扱いが変わることとなり、例えば、児童発達、放課後等デイサービスを利用している兄弟姉妹で、上限管理かつ世帯管理が必要な世帯については、上限管理が不要となる。しかし、受給者証上は上限管理が記載されたままとなるため、事業者からの請求の間違いによる返戻等が生じることを避けるため、市のシステム上で上限管理を落とし、請求が通らないよう管理・処理させていただくことをご承知いただきたい。

そして、次の更新時に上限管理の記載を削除することとなるが、児童発達支援を利用していた児が

小学校入学により放課後等デイサービス利用になった場合は、兄弟姉妹で利用しているということの把握漏れがないよう、世帯管理の記載は残す予定としている。

来年4月からも新たに年少となった児が無償化となっていくが、この場合も、今年度と同様の扱いとさせていただくため、生年月日をもって、無償化になる児だという判断をしていただきたい。

複雑な説明をさせていただいたので、お分かりになりにくい場合は、障害福祉課へお問い合わせさせていただきたい。

(2) 受給者証事業所記入欄への記載について

受給者証事業所記入欄への記載の順番についてご説明させていただく。受給者証裏面にある事業所記入欄については、利用事業所を把握するため、事業所名をご記入いただくこととなっている。最初の年は、受給者証で1番に記載した事業所は、契約内容報告書における受給者証の事業者記入欄についても1番として記入するが、受給者証の更新があった場合も、引き続き同じ順番で記載する必要があるのかどうかという疑問を持たれる事業所が多いとのこと。結論的には、更新後の受給者証を最初に受け取った事業所が1番に記載され、その他の事業所も順次記載いただければ良い。契約内容報告書の提出は、サービス利用の最初の年のみで、2年目以降はサービス提供を終了するまで提出しない書類となっている。この間、利用する事業所が変更になることもあるので、最初に提出いただいたサービス内容報告書に記載された順番にこだわっていただく必要はない。

(3) 上限管理について

上限管理については、みなさんご承知の取り、利用日数の多い事業所で実施していただくこととなっており、上限管理報告書を市に提出いただく際には、受給者証も併せてご提出いただくようお願いしている所である。上限管理の手続きにおいては、複数事業所を利用していることを確認するという目的があるので、受給者証については、利用事業所(複数利用の場合はそのすべての事業所)スタンプ押印の上でご提出いただくということに留意いただきたい。請求の関係上、どうしても押印前に上限管理の手続きをしなければならない場合は、必ず利用事業所名等を障害福祉課へお知らせいただくようお願いしたい。

(4) 報酬改定について

10月からの消費税率10%への引き上げに伴い、障害福祉サービス事業所に実質的な負担が生じないよう、報酬改定された。事業者のみなさまにおかれては、請求事務等でお手数をおかけすることがあるかもしれないが、よろしくようお願いしたい。

3. 事業所紹介(R a i z 廿日市)

資料に基づき、管理者美川さんから紹介

4. 研修「行動には意味がある！～気付いて、ほめて教えよう！～」

講師：広島県立教育センター 特別支援教育・教育相談部 部長 竹野 政彦 氏

(パワーポイント資料参照)

「まず気づこう！(特性)」「行動には意味がある(応用行動分析)」「ほめて教えよう(方法論)」ということで、事例を含めた、楽しく分かりやすい、そして、とても学びの多いご講演をいただいた。

原因ではなく、行動面にのみ着目し、支援者が不適切な関わりをすることによって、問題行動・不適切行動の強化、二次障がいへとつなげてしまうということ、ABC分析(A先行条件→B行動→C結果条件)による「効果・消去・弱化(罰)」の考え方、「弱化」の危険性を踏まえた上手な叱り方、さらには、上手なほめ方、ペアレントトレーニング、ソーシャルスキルの指導法までご指導いただいた。日々の支援者の関りが、子どもたちの成長発達に大きく影響を与えるということを肝に銘じ、継続的な学習を継続する必要があるということをおぼせていただいた。

次 回

日時：令和元年2月22日(木)19時～21時

場所：山崎本社みんなのあいプラザ 3階 講座室